

## 給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書記載事項

### 1. 給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、市町村に提出した給与支払報告書に記載された人で、4月1日現在において支払を受けなくなった者がある場合に4月15日までに町長に提出してください。

### 2. 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

(1) この届出書は、給与の支払を受けている人で、特別徴収税額のある人が給与の支払を受けなくなった場合に、その受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに町長に提出してください。ただし、支払を受けなくなった日が4月2日から5月31日までの間である場合は、従来までに納入している町長に対して翌月の10日までに、新年度分について新たに特別徴収の方法により徴収することとなる課税市町村に対しては特別徴収税額の通知があった日の属する月の翌月の10日までに提出してください。

(2) 「特別徴収義務者指定番号・個人番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された番号を記載してください。

(3) 「給与の支払をうけなくなった後の住所」欄には、異動後の住所を記載してください。異動後の住所が不明のときは、給与の支払を受けなくなった当時の住所を記載してください。

(4) 「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄には、次の要領により記載してください。

(ア) 給与の支払をうけなくなった人が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、「特別徴収継続」を○で囲んでください。

(イ) 退職後当該翌年度5月31日までに支払われる給与又は退職手当等から未徴収税額を一括徴収する場合には、「一括徴収」を○で囲んでください。

(ウ) (ア) 又は (イ) に該当しない場合には、「普通徴収」を○で囲むとともに、その理由を次の中から選んでその番号を「(理由)」欄に記載してください。

(注…次の①～③までの理由に該当しない場合には、新しい勤務先において特別徴収の継続の希望がある場合以外は、必ず一括徴収しなければなりません。

① 異動が当該年の12月31日までで、一括徴収の希望が無いため。

② 当該翌年度5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額以下であるため。

③ 死亡による退職であるため。

(5) 「退職時までの給与支払額」欄には、退職により給与の支払を受けなくなった場合に、その年の1月1日から退職時まで支払の確定した給与の額を、「控除社会保険料額」欄には、退職時まで給与から控除した社会保険料の額を記載してください。

(6) 「徴収予定月日」欄には、一括徴収の対象となる給与又は退職手当等の支給月日を記載してください。

(7) 「徴収予定額」欄には、徴収予定月日ごとの徴収予定額（退職者の申出額又は一括徴収予定額もしくは退職手当等のそれぞれの額によってあん分した額）を記載してください。

※印の欄には、記載しないでください。